

# (仮称) 長洲町多世代交流施設整備に係る設計等業務委託公募型プロポーザル

## 実施要領

### 第1. 業務概要

#### (1) 業務番号

令和6年度 まち委第103号

#### (2) 業務名

(仮称) 長洲町多世代交流施設整備に係る設計等業務委託

#### (3) 目的

本町には、「地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図るための施設」として長洲町地域福祉センターが整備されており、現在、施設内には研修室や調理実習室、浴場などの設備を有するとともに、施設周辺には認定こども園や小学校、地域優良賃貸住宅等の施設が整備されている。

本業務は、「(仮称) 長洲町多世代交流施設整備基本計画(案)」(以下「基本計画(案)という。)」に基づき、長洲町地域福祉センターを改修し、子どもから高齢者が集い交流する『地域の輪』を創出する多世代交流拠点としての整備に係る基本設計、実施設計及び整備後における施設活用に向けた事業提案を求めるものである。

本業務及び施設整備においては、国の「デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生拠点整備タイプ)」やB&G財団「子ども第三の居場所」事業等を活用し実施するものであり、当該交付金等の趣旨を理解し、限られた期間での業務遂行が求められるところである。

この要領は、本業務を行うにあたり、これらのことを踏まえ、単なる改修だけでなく、地域の人と活動を支える場所となるよう、施設改修に係る設計とともに、整備後における施設の活用に係る提案を求めるため、豊富な知識及び経験、柔軟な発想力等の企画力を備えた優れた設計者を選定することを目的とした、公募型プロポーザルの手続きについて定めたものである。

#### (4) 委託契約期間

契約締結日から令和6年8月30日(金)

#### (5) 提案上限額

本業務に係る提案上限額は、12,500,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)とし、当該上限額を超えた提案は無効とする。

## (6) 受託候補者の選定

本業務の受託候補者の選定は、事業の目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行う。

なお受託候補者とは、施工に係る監理業務の契約締結を予定する。

## 第2. プロポーザルに関する事項

### (1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加申込書（様式1）の提出日現在において、次の条件を全て満たすものとする。なお、参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②長洲町暴力団排除条例（平成23年長洲町条例第14号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者ではないこと。
- ③長洲町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成7年長洲町告示第53号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ④納付すべき国税、都道府県税、市町村税及び社会保険料（医療保険料、年金保険料、労災保険料、雇用保険料）を滞納していないこと。
- ⑤破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている事業者でないこと。
- ⑥長洲町競争契約入札心得及び長洲町条件付一般競争入札要領に基づき、一般競争（指名競争）入札参加資格者として建築設計に登録されている者であって、九州内に本社又は受任者としての支店・営業所・事務所があるものであること。
- ⑦建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所であること。
- ⑧延べ面積が1,000㎡以上の福祉・教育施設の新築又は改築に係る基本設計又は実施設計業務（平成26年4月1日以降に受注したものに限る。共同企業体により履行した業務を含む。）の受注実績を元請けとして有していること。（本社又は支店・営業所・事務所の実績を含む。）

※「福祉・教育施設」とは、保育所、幼稚園、こども園、子育て支援センター等の施設をいう。

## **(2) 共同企業体を結成して提案する場合は、次の要件を満たしていること。**

- ①自主的に結成された設計共同体であること。
- ②構成員数は、3者以下であること。
- ③代表構成員は、「(1) 参加資格」①から⑧に掲げる要件をすべて満たしていること。
- ④その他の構成員は、「(1) 参加資格」①から⑦に掲げる要件をすべて満たしていること。
- ⑤いずれの構成員も、単体企業又は他の共同企業体の代表構成員として本プロポーザルに参加していないこと。
- ⑥いずれの構成員も、本プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成員又は協力会社を兼ねていないこと。
- ⑦代表構成員の出資比率は最大であること。

## **(3) 協力会社に関する要件**

- ①協力会社は、「(1) 参加資格」①から⑤、⑦及び⑧に掲げる要件をすべて満たしていること。
- ②単体企業又は他の共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。

## **(4) 審査**

- ①本業務に係る審査は、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション）の二段階方式で実施する。
- ②一次審査については、提出された参加申込書等をもとに事務局で審査を行う。
- ③二次審査については、一次審査を通過した者から提出された企画提案書、参考見積金額及びプレゼンテーション等をもとに、「(仮称) 長洲町多世代交流施設整備に係る設計等業務委託業者審査委員会」において審査を行い、評価点の合計点数が最高得点の者を受託候補者として選定する。ただし、評価点の合計点数が全体の6割を最低基準点とし、最高得点者が最低基準点に満たない場合は、受託候補者を選定しない。
- ④参加者が1者となった場合でも一次審査及び二次審査を行い、最低基準点を満たした場合は、当該参加者を受託候補者に選定し、その旨を通知する。
- ⑤最高得点者が複数出た場合は、審査委員会の投票による受託候補者及び次点候補者を選定する。
- ⑥審査内容及び審査結果に関する問い合わせ、異議申し立て等は一切できないものとする。
- ⑦審査の基準は、「(仮称) 長洲町多世代交流施設整備に係る設計等業務委託公募型プロポーザル評価要領」で定める。
- ⑧選定結果については、令和6年6月3日（月）までに町ホームページで公表するとともに、各提案者に対し、当該提案者の得点数を電子メールにて通知する。

<二次審査における評価項目等>

評価項目	評価基準	配点 (審査委員 1名あたり)
業務の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務への取組体制、取組意欲、本業務の特徴を踏まえた工夫や配慮、実施スケジュール</li> <li>・特に重視する設計上の配慮事項等について等について総合的に評価する。</li> </ul>	25
基本計画（案）の基本方針に対する提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画（案）に示す5つの基本方針に関し、特に次の3つの視点に立った設計提案に対して、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）、独創性（工学的知見に基づく独自性、新規性、アピール力、発信力等）等を考慮して総合的に評価する。</li> </ul> <p>【視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①バリアフリー化や多言語化等のユニバーサルデザインに配慮したすべての利用者にやさしく、また防災拠点として安全・安心に利用できる施設としての視点</li> <li>②住民の憩いの場や交流の場を創出できる多世代交流の拠点として、また、各種利用形態等に対応した柔軟かつ効率的な魅力ある空間づくりの視点</li> <li>③家庭、学校以外の第3の場所として、子どもたちが安心・快適に利用でき、親子ともに健やかな成長を育む施設としての視点</li> </ul>	45
整備後における施設活用に向けた事業提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設は、整備後において子育て支援、子どもから高齢者が集い交流する拠点としての機能や防災拠点としての機能を有する施設として期待されることから、子どもや高齢者、親子交流、多世代交流等に係るソフト事業、デジタル技術を活用したソフト事業、健康増進・介護予防等に係るソフト事業等（メタバースの活用、eスポーツ等）、各ソフト事業の実施に要する設備、</li> </ul>	20

	防災拠点としての設備等の事業提案内容（複合施設に関する考え方、先進地事例を踏まえた提案根拠、独創性、実現性）等を考慮して総合的に判断する。	
参考見積金額	提出された見積金額に対し、評価する。	10

#### (5) 参加制限等

参加申込及び企画提案は1者につき1件とし、重複は認めない。

#### (6) 総括責任者の必要資格等

総括責任者は、一級建築士であること。

#### (7) 実施要領等の配布

本プロポーザルに係る書類（実施要領及び提出書類様式等）は、本町ホームページから入手すること。

⇒ 町ホームページ <https://www.town.nagasu.lg.jp/kiji0038398/index.html>

#### (8) スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施要領の公表（公告）	4月22日（月）
現地見学（希望者のみ）	5月8日（水）
参加申込受付	4月22日（月）～5月13日（月）
一次審査結果通知	5月16日（木）
本業務に係る質問受付	4月22日（月）～5月15日（水）
本業務に係る質問回答	5月20日（月）
企画提案書の提出	5月16日（木）～5月27日（月）
二次審査（プレゼンテーション）	5月30日（木）
二次審査結果通知	6月3日（月）
業務委託契約	6月4日（火）

※上記スケジュールは予定であり、状況により変更する場合がある。

#### (9) 参加手続等

##### ①参加申込書の提出

##### ア. 提出期間

令和6年4月22日（月）から令和6年5月13日（月）午後5時まで

※郵送の場合は、令和6年5月13日（月）必着とする。

イ. 提出先

〒869-0198

熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766番地

長洲町役場 まちづくり課 企画調整係

ウ. 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は、役場の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までに提出すること。

※郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとする。

エ. 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を各1部提出すること。

(ア) 参加申込書(様式1)

(イ) 業務実施体制(様式2)

(ウ) 実務経歴書(総括責任者)(様式3-1)

(エ) 実務経歴書(建築主任技術者)(様式3-2)

(オ) 協力会社同意書(必要な場合のみ)(様式4)

(カ) 実績調書(様式5)

(キ) 共同企業体協定書(共同企業体のみ)

(ク) 国税、都道府県税、市町村税及び社会保険料について未納がないことの証明書(過去3年分)

オ. 参加辞退

参加申込以降に参加を辞退する場合は、令和6年5月17日(金)午後5時までに、理由を付した参加辞退届(様式6)を上記「イ. 提出先」へ持参又は郵送により提出すること。なお、既に提出された書類は返却しない。

②一次審査(書面審査)

提出された参加申込書等に基づき審査を行い、企画提案書等の提出者として選定する。一次審査の結果通知は、令和6年5月16日(木)に電子メールにより通知する。

③本業務に関する質問の受付及び回答

ア. 提出書類

質問書(様式7)

イ. 提出期間

令和6年4月22日(月)から令和6年5月15日(水)午後5時まで

ウ. 提出方法

電子メールにより提出し、送信後に担当課（まちづくり課企画調整係）へ電話にて到達確認を行うこと。

電話連絡は、役場の閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

（電話番号：0968-78-3239）

（電子メール）kikaku@town.nagasu.lg.jp

メールの件名は「質問書（長洲町多世代交流施設整備）」とすること。

#### エ. 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年5月20日（月）（予定）に、質問者に対して電子メールにより個別回答するほか、町のホームページにて公表する。

#### オ. その他

質問書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

また、質問内容については、企画提案書の作成及び提出に関する事項並びに本業務に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質疑及び提案内容については一切受け付けない。

### ④企画提案書の提出

#### ア. 提出期間

令和6年5月16日（木）から令和6年5月27日（月）午後5時まで

#### イ. 提出先・提出方法

提出先・提出方法については、「(9) ①イ. 提出先」及び「ウ. 提出方法」と同一とする。

#### ウ. 提出書類

次の書類を原本1部、副本12部提出すること。

- ・企画提案書（様式8）
- ・実施体制及び実施スケジュール（任意様式）
- ・業務の実施方針（様式9） A4・3枚以内
- ・基本計画（案）の基本方針に対する提案（様式10） A4・3枚以内
- ・施設整備後における施設活用に向けた事業提案（任意様式） A4・3枚以内
- ・見積書（様式11）

※企画提案書については、業者名、担当者名及び製品名等提案者が特定できる情報を記載しないこと。

※使用言語は日本語とすること（ただし、専門用語を除く。）。

※記載内容については明解かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮すること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載を心がけること。

※施設活用に向けた事業提案に係る事業の実現性については、担保されるものではあ

りません。

#### ⑤二次審査（プレゼンテーション）

##### ア．審査日

令和6年5月30日（木）

##### イ．場所

長洲町役場

##### ウ．実施時間

Ⅰ 提案者45分以内（提案25分、質疑応答20分）

※事前準備、片付けに係る時間は含まない。

##### エ．その他

- ・プレゼンテーションの時間、場所等の詳細については、別途電子メールにて連絡する。
- ・プレゼンテーションは、企画提案書の提案発表と質疑応答で構成する。
- ・プレゼンテーションは、企画提案書に沿って行うものとする。ただし、パソコン等を用いたプレゼンテーションも可能とするが、企画提案書に記載した内容の範囲に限るものとし、紙面での追加配布は認めない。
- ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書の到達した順番とする。
- ・プレゼンテーションの出席者は、Ⅰ提案者3名以内とする。
- ・プレゼンテーションで使用するパソコン、プロジェクターその他必要な機器及びインターネット通信環境は提案者が準備すること。
- ・社名が特定できるような名札等を身につけないようにし、社名への言及や、配付資料・投影する資料等に社名が特定できるロゴ等を出さないこと。
- ・遅刻又は欠席した場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなす。

#### ⑥契約

##### ア．契約の締結

随意契約に向けた協議の上、業務内容を決定し契約を締結する。

なお、協議において提案内容を一部変更することがある。ただし、協議が整わない場合は、次点事業者を受託候補者として協議を行うものとする。

##### イ．次点であった者との交渉

受託候補者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、二次審査において次点候補者であった者と本業務について交渉を行う。

#### ⑦契約保証金

本契約に対する契約保証金は、免除する。



### 第3. 現地見学の実施

既存の長洲町地域福祉センターの現地見学を希望する者は、事前に申し込みを行うこと。  
(付き添いは行うが、現地説明会は行わない。)

なお、現地見学の実施の有無は、審査委員会の審議に影響を与えるものではない。

#### (1) 実施期間等

現地見学の期日・時間は次のとおりとする。

(ただし、見学当日の施設利用状況により、立ち入りができない箇所がある場合がある。)

令和6年5月8日(水) 午前10時から正午まで

#### (2) 申込方法

現地見学申込書(様式12)により、電子メール(ファイル添付)にて申込みを行い、送信後に担当課(まちづくり課企画調整係)へ電話にて到達確認を行うこと。

電話連絡は、役場の閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

(電話番号:0968-78-3239)

(電子メール) kikaku@town.nagasu.lg.jp

メールの件名は「現地見学(長洲町多世代交流施設整備)」とすること。

### 第4. 施設の資料等の閲覧

既存の長洲町地域福祉センターの竣工図等の資料について、町が現在保管する資料等に限り次の期間・時間において閲覧することができる。(資料等の貸し出しは行わない。)

閲覧を希望する場合は、電子メール又は電話により申し出ること。電子メールにて申し出た場合は、申し出後電話により到達確認を行うこと。

#### (1) 閲覧場所・期間・時間

長洲町役場まちづくり課企画調整係

令和6年4月22日(月)から令和6年5月15日(水)

役場の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで

#### (2) 申出期間

令和6年4月22日(月)から令和6年5月14日(火)午後5時まで

#### (3) 電子メールの場合の送信先アドレス及び確認先電話番号

電子メール:kikaku@town.nagasu.lg.jp

電話番号:0968-78-3239

なお、メールの件名は「資料の閲覧(長洲町多世代交流施設整備)」とすること。

## 第5. 留意事項等

### (1) 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ①提出期限内に関係書類等の提出がなされない場合
- ②提出した書類に虚偽の内容やあきらかな盗用提案を記載した場合
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④見積額が業務委託提示上限額を超えた場合
- ⑤他の提案者と提案内容等について相談を行った場合
- ⑥二次審査終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- ⑦契約締結までの間に、参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

### (2) 留意事項

- ①提出された企画提案書等は、返却しない。
- ②提出以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。ただし、本町から指示があった場合を除く。
- ③提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本町が複製を作成することがある。
- ④企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等のプロポーザル参加に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- ⑤提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。
- ⑥非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- ⑦企画提案書等の作成のために本町より受領した資料は、本町の許可なく公表又は使用することはできない。
- ⑧仕様書等に記載のない事項であっても、貴社の判断で必要と思われる事項があれば積極的に追加し提案書に記載すること。
- ⑨審査経過に関する質問等は一切回答しない。

### 【問い合わせ先及び各種書類の提出先】

〒869-0198

熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766番地

長洲町役場 まちづくり課 企画調整係

(電話番号) 0968-78-3239

(電子メール) kikaku@town.nagasu.lg.jp